

「舟橋村新型コロナウイルス感染症等対策行動計画」の改定について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)への対応を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定され、令和7年3月には県行動計画が改定されたことを受け、本村においても、平成21年9月に策定した同計画を全面的に改定したものを。

2 本計画について

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等の新たな感染症危機が発生した場合において、村民の生命及び健康を保護し、村民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限にとどめるため、感染症危機への対策に関する基本方針及び各段階において実施する措置並びに関係機関の役割等を示す計画である。

3 改定のポイント

(1)対象疾患の拡大

新型コロナ対応の経験も踏まえつつ、対象疾患を新型インフルエンザ、新型コロナのほか、新たな感染症も念頭に置いて記載を充実した。

(2)平時(準備期)の取組の充実と柔軟な対策の切替

対策を切り替えるタイミングを明確にするため、3期(準備期、初動期、対応期)に編成するとともに、新型コロナ対応の経験を踏まえ、平時(準備期)の取組を充実した。

準備期(平時)	初動期(発生初期)	対応期(感染拡大期、まん延期)
感染症危機の発生に備え、平時からの体制整備を推進する。 ・庁内対策体制及び指揮命令系統の明確化 ・国、県、医療機関その他関係機関との連携体制の構築 ・情報収集・情報発信体制の整備 ・職員に対する研修及び実践的訓練の実施	発生確認後、速やかに対策体制を確立し感染拡大の抑制を図る。 ・対策本部の設置及び情報の一元管理 ・村民への迅速かつ正確な情報提供 ・感染拡大防止措置の実施 ・医療機関との連携による受診・相談体制の確保	感染状況に応じた対策を講じ、村民生活及び社会経済活動への影響の最小化を図る。 ・医療提供体制の維持及び強化 ・重症者対策の重点的实施 ・行政機能の継続体制の確保 ・社会機能維持に向けた関係機関との連携強化

(3)対策項目の設定

対策項目を7項目とし、各項目の記載内容を具体化した。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦村民生活及び村民経済の安定の確保